

5月7日以降の学校運営について

令和2年4月28日
教育委員会

1 今回の判断の背景

- ・緊急事態宣言の期限が5月6日（水）のため、7日（木）及び8日（金）の対応について、遅くとも5月2日からの連休前には、県立学校・市町に連絡する必要がある
- ・また、県・市町懇話会において、市町長からは、市町が判断する時間を設けることができるよう、できるだけ早期に県の方針を示すよう求められている。
- ・一方で、今後の方針を決めるにあたっては、緊急事態宣言、特定警戒都道府県の指定など国の動向を見極めることが不可欠であるが、現時点では、国の判断は、5月5日頃と見込まれていることから、県独自の判断を行わざるを得ない。

2 感染状況（公表資料を基に教育委員会で作成）

- ・現時点では、県全体では依然として感染が発生している
- ・学区別にみると、第1学区（神戸・淡路）・第2学区（阪神・丹波）は発生が多く、第3学区（東播磨・北播磨）・第4学区（中播磨・西播磨）は発生が比較的少ない状況である。第5学区（但馬）は依然として発生がない。

学区	4/7	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/7以降
第1	5/67	15/231	11/242	13/255	16/271	7/278	5/283	0/283	216
第2	12/122	4/228	2/230	1/231	7/238	6/244	2/246	1/247	125
第3	2/10	0/40	3/43	4/47	1/48	2/50	1/51	0/51	41
第4	1/28	0/35	1/36	2/38	0/38	0/38	1/39	0/39	11
第5	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0
その他	0/2	0/9	0/9	0/9	1/10	0/10	0/10	0/10	8
県計	20/229	19/543	17/560	20/580	25/605	15/620	9/629	1/630	401

※当該日発生件数／累計件数

3 5月7日以降の学校運営

臨時休業期間を5月31日（日）まで延長する

（考え方）

緊急事態宣言の期限は5月6日とされているものの、現時点では、国における緊急事態宣言の取扱いが未定であるが、学校及び市町からは7日以降の学校運営の方針を早期に示すことを求められている。

このため、県内及び近隣府県の感染状況等を踏まえ、5月31日まで臨時休業を延長する。また、登校可能日は設定しない。夏期休業の縮小を含めて、授業計画の再検討を行う。

なお、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化があった場合は、改めて、学校運営の方針を検討する。

（参考）5月末までの臨時休業の延長を決定している府県（11県）（現在把握できている府県）

群馬、茨城、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、奈良、岡山、広島、熊本